

第67号議案

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第5号）において、延滞金の割合に係る特例に関する用語が改正された。

品川区国民健康保険条例、品川区介護保険制度に関する条例および品川区後期高齢者医療に関する条例においても、延滞金の割合に係る特例に関し租税特別措置法を引用し、地方税と同様の取扱いを行っているため、条例の規定整備を行う必要がある。

2 改正の概要

市中金利の実勢を踏まえ、国が令和2年度税制改正において延滞税割合等の見直しを実施した。これを受け、以下のとおり条例の改正が必要となった。

なお、本件は用語のみの改正であり、取扱いに変更が生じるものではない。

延滞金		本則 国保)第22条 介護)第19条 後期)第6条	付則 (国保)第2条、(介護)第6条、(後期)第2項	
			(改正前)	(改正後)
i	納期限翌日より 3ヶ月を経過しない	7.3%	特例基準割合 +年1%	<u>延滞金特例基準割合+年1%</u>
ii	納期限翌日より 3ヶ月を経過	14.6%	特例基準割合 +年7.3%	<u>延滞金特例基準割合+年7.3%</u>

※詳細については別紙新旧対照表のとおり

3 改正する条例

- (1) 品川区国民健康保険条例
- (2) 品川区介護保険制度に関する条例
- (3) 品川区後期高齢者医療に関する条例

4 施行期日

令和3年1月1日

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第1条による改正】 品川区国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

【第2条による改正】 品川区介護保険制度に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

【第3条による改正】品川区後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

【付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の品川区国民健康保険条例付則第2条の規定、第2条の規定による改正後の品川区介護保険制度に関する条例付則第6条の規定および第3条の規定による改正後の品川区後期高齢者医療に関する条例付則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	